

株式会社 テレビ鳴門(NCV) 加入契約約款 光

株式会社テレビ鳴門（以下「NCV」という）とNCVが行うサービスを受けるもの（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、次の条項によるものとします。

<NCVのサービス>

第1条 NCVは定められた業務区域内において、加入者に有線によるテレビジョン、FM放送のサービスを提供します。加入者は次のベーシックサービスとペイサービスを受けることができます。

2. ベーシックサービス

(1) NCVの定めた自主放送番組を有線で放送する業務

(2) 放送事業者のテレビジョン放送（地上波）・FM放送に変更を加えないで、同時に再送信する業務

3. ペイサービス

前2項以外のサービス

<契約の単位>

第2条 加入契約は、光引込端子（クロージャの一端子をいう。以下同じ）ごとに行います。

2. 一つの端子から引き込みができるのは、同一の敷地内で住居及び生計を共にするものの集まりとします。

<契約の成立>

第3条 加入契約は、加入者があらかじめこの契約を承認のうえ、NCVの所定の手続きを経て、NCVが契約を承認した時成立するものとします。

2. NCVは前項の規定にかかわらず、サービスを提供することが技術的な理由により困難なときは、加入契約の申し込みを取り消すことがあります。

<加入申込みの解除等>

第4条 加入申込者は、その加入申込みを解除しようとするときは、NCV発行の「ご契約の内容」が到着した日から8日を経過するまでの間、書面でNCVに通知することにより申込みを解除又は、取り消すことができます。ただしこの場合、引込線工事、屋内工事のいずれかが施工済みの場合、若しくはその両方が施工済みの場合は、それぞれの工事費を負担するものとします。尚、加入金を支払い済の場合は、その加入金の払い戻しを行うものとします。

<便宜の提供>

第5条 加入者はNCVの指定する業者が、設備の検査、修理を行うため、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

2. 加入者は、加入契約の締結に、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、後日苦情が生じた場合があっても、NCVはその責任を負わないものとします。

<加入金>

第6条 加入者は、別表の料金表に定める加入金をNCVに支払うものとします。

<加入申込の撤回>

第7条 加入金はつぎの場合において定める金額を払い戻します。

(1) NCVのサービスの提供がNCVの内に起する事由により、加入契約成立の日から3ヶ月以上経過しても開始されず、かつ加入者から解約の申し出があった場合は全額。

(2) 天災地変の非常災害等により、NCVがその業務を廃止し加入者に対するサービスの提供を廃止した場合は、前号は適用しないものとします。

<契約の失効>

第8条 加入者が、加入金を指定期日までに支払わないときは、その加入契約の効力を失うものとします。

<利用料>

第9条 加入者は、NCVのサービス提供を受け始めた日の属する月の翌月1日から、この加入契約の解約を申し出た日の属する月までの加入契約ごとに、料金表に定める利用料をNCVに支払うものとします。

2. 加入者が利用料を3ヶ月以上継続して支払い義務を怠った場合は、この加入契約は解消となるものとし、NCVは通知なしで撤去できるものとします。

3. 利用料は社会経済情勢の変化に伴い、改定をすることがあります。

4. 利用料額が改定になった場合、加入者は改定日の属する月よりその改定利用料をNCVに支払うものとします。ただし、前納額を支払った加入者の未経過期間については、これを据え置くものとします。

5. 月額利用料には、放送法に基づく日本放送協会（NHK）の全ての放送受信料は含まれておりません。

6. 利用料について、本約款に準ずる各規約により、減額及び免除措置を設定できるものとします。

<各種料金の支払方法>

第10条 加入者がNCVに支払う料金の支払方法は、NCVが指定する金融機関からの口座振替を原則とします。その他NCVと加入者の合意に基づく方法によるものとします。

2. NCVは原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

<一時停止及び再開>

第11条 加入者は、NCVのサービスの提供の一時停止または、その再開を希望する場合は、10日前までにNCVにその旨を申し出るものとします。この場合は、一時停止をする日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、無料とします。

2. 一時停止期間は1ヶ月単位とし最大5年とします。

3. 加入者は一時停止及び再開に要する費用を負担するものとします。

4. 5年を過ぎて再開なき場合は、解約とします。

<設置場所の変更等>

第12条 加入者は、次の場合に限り受信設備の設置場所を変更することができるものとします。

(1) 同一敷地内の同一光引込端子

(2) 同一敷地内の別光引込端子及び敷地外でNCVのサービス区域内にあり、かつ最寄りの光引込端子に余裕がある場合

2. 加入者は、前項の規定により、加入者の施設の設置場所を変更しようとする場合は、10日前までにNCVにその旨申し出るものとします。

3. 加入者は、前項の変更に要する費用を負担するものとします。

<名義変更>

第13条 次の場合において加入者の移動が生じる場合は、NCVの承認を得て、旧加入者は新加入者へ名義を変更することができるものとします。

(1) 加入契約に定めた施設の設置場所における相続または法人の合併による場合

(2) 新加入者が、旧加入者の同意を得て旧加入者の受信設備の設置場所において、NCVのサービスを受ける場合前項に規定により名義変更をする場合は、新加入者はNCVに対し、所定の手続きの上、料金表に定める名義変更料が必要となります。

<口座変更>

第14条 加入者の都合により引き落とし口座を変更する場合、所定の手続きの上、料金表に定める口座変更手数料が必要となります。

<加入契約の解約>

第15条 加入者は、施設の廃棄またはNCVのサービス区域外へ転居すること等により加入契約を解約しようとする場合は、NCVに10日前までにその旨申し出るものとします。

2. 加入契約の解約日は、NCVの承認した日と定めます。ただし、天災地変等非常災害により前項の申し出をすることができなかつたと認める場合は、当該非常災害のあった日とします。

3. 解約となった場合において、すでに支払われた加入金の払い戻しは無いものとします。ただし、利用料を前納している場合は、解約月の翌月以降の分については払い戻しするものとします。

4. 解約の場合、NCVはNCV施設を撤去します。NCV施設の撤去は、NCVまたはNCVの指定する業者により行うものとし、撤去した施設は第17条第4項によるものとします。

5. 撤去に要する費用は、NCVが負担するものとします。

<NCVの責任事項および免責事項>

第16条 NCVが第1条で定める再送信業務および自主放送番組を月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分（2ヶ月にわたり、引き続き10日以上20日未満行わなかった場合は、初月分）の利用料は、第9条の規定にかかわらず無料とします。

2. NCVは加入者からNCVの提供するサービスの受信に異状がある旨申し出があった場合は、すみやかにこれを調査し必要な処置を講ずるものとします。

(1)事故の原因がNCVの施設（「主幹施設から分岐して受信用光伝送装置出力端子まで」以下同じ）に起因する場合、その復旧に要する費用はNCVの負担とします。

(2)事故の原因が加入者の施設（「受信用光伝送装置出力端子から受信機」以下同じ）に起因する場合、その復旧に要する費用は加入者負担とします。

3. 加入者の故意または過失によりNCVの施設に故障を生じた場合はその施設の修理に要する費用を加入者が負担するものとします

4. NCVは、天災事変その他NCVに責に帰さない事由によるサービス提供の停止に対しての損害賠償には応じません。

<施設の設置および費用の負担等>

第17条 必要とする施設の設置工事はすべてNCVまたはNCVの指定する業者が行うものとします。

2. NCVはNCVの施設の設置に要する費用を負担するものとします。

3. 加入者は、加入者の施設の設置及び変更に必要な費用を負担します。

4. 前2・3項の規定によりNCVまたは加入者が費用を分担して設置した施設は、それぞれの所有または、占有に帰するものとします。

<サービスの中断、内容の変更>

第18条 NCVはNCVの施設の維持管理の必要上やむを得ずサービスの提供の一時中断をすることがあります。この場合、NCVは事前に参加者にその旨を通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

2. NCVはやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。

<不正視聴>

第19条 不正視聴とはNCVとの間に、加入契約締結をすることなくNCVの施設を使用するものと規定します。(加入者から非加入者への分配もこれを含む)

(1) 施設に損失がある場合はその復旧に必要な費用

(2) 損害賠償金としてNCVが盗視聴者の区域にNCVのサービスを開始した日より、不正視聴をNCVにおいて確認したときにいたるまでの加入金の倍額及び利用料の倍額

<遅延手数料>

第20条 加入者がNCVとの支払い方法により定められた期日に支払いがない場合、次回支払い期日に遅延手数料を加算するものとします。

<加入者の義務違反による停止>

第21条 NCV加入者に、この加入契約に違反する行為があったと認められる場合は、NCVのサービスの提供を停止し解約処置を講ずることができるものとします。

2. 加入者は前項によりNCVよりNCVのサービスの提供を停止され解約となった場合は、ただちにこの加入契約によるすべての権利を失うものとします。

3. 義務違反による解約の場合、原則としてNCVへの再加入はできないものとします。

<個人情報規定>

第22条 NCVでは、提示された個人情報は、NCVがサービスを提供する上で必要な場合にのみ利用し、NCV「個人情報保護に対する基本方針」に基づき適切に管理し、加入者の個人情報を法令などにより開示を求められた場合を除いては加入者の同意無しに業務委託先以外の第三者に開示・提供いたしません。

<定めなき事項>

第23条 本約款に定めのない事項が生じた場合、NCVと加入者は本約款の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

第24条 本約款は、総務大臣に届け出た上で修正する事があります。

2. 修正された約款は、NCVホームページに掲載することにより周知したものといたします。
3. 本約款を修正した場合には、修正後の約款によりサービスを提供するものとします。

(別表) 料金表 消費税別

加入金	30,000 円
引込工事費	25,000 円
宅内工事費	実費
名義変更料	1,000 円
口座変更料	1,000 円
遅延手数料	300 円
利用料月額	1,800 円

●一時停止（引込線撤去なし）

停止手数料	1,000 円
再開手数料	1,000 円

●建替・移転

引込線撤去費 5,000 円

新規引込工事費 25,000 円

宅内工事費 実費

●STB 登録費 3,000 円

STB 取付工事費 5,000 円

別途 STB 基本利用料 および STB 本体代または本体レンタル料が必要となります。

宅内追加工事 実費

附則（施行期日）本約款は、平成 28 年 5 月 21 日から施行するものとします。